

News Release

Yamanashi Chuo Bank

2025年11月21日
株式会社 山梨中央銀行

ATM における生体認証サービスの終了等について

株式会社山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）は、IC キャッシュカードで ATM をご利用の際、生体認証サービスを提供していましたが、本サービスを下記の通り終了します。

当行は、今後もお客さまがより便利にご利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 本サービスの終了について

サービス内容	取扱終了日
IC キャッシュカードの生体情報登録の新規受付の終了	2025年11月28日（金）
ATM における生体認証サービスの終了	2026年2月2日（月）

2. ATM における 1 日当たりのご利用限度額

2026年2月3日（火）以降、ATM における 1 日当たりのご利用限度額は以下の通りとなります。

お取引の種類	お取引内容	ご利用の ATM の種類による 1 日当たりのご利用限度額※	
		生体 IC キャッシュカード 対応 ATM	左記以外の ATM (提携先を含む)
磁器ストライプ取引	お引き出し	50 万円	50 万円
	お振込・お振替	100 万円	100 万円
IC 取引	お引き出し	100 万円	
	お振込・お振替	200 万円	
生体認証取引	お引き出し		
	お振込み・お振替		

※ ご利用限度額は、設定可能な最大の金額を表示しています。お客さまご自身でご利用限度額を変更されている場合や 70 歳以上のお客さまは、ご利用限度額が引き下げられている場合があります。詳細につきましては、お取引店へお問い合わせください。

3. ご留意事項

- (1) 現在お持ちの IC キャッシュカード等は引き続きご利用いただけます。
- (2) 2025 年 12 月 1 日以降、本サービス終了までの間、既にご登録いただいている生体情報の登録内容の変更や解約については、窓口でお手続いただけます。

- (3) 生体情報の登録をされているお客さまについては、本サービス終了日以降、ATM をご利用の際、生体認証取引をご利用いただくことができません。
- (4) 本サービス終了後は、生体認証機が付いている ATM であっても生体認証サービスをご利用いただくことはできません。
- (5) 磁気ストライプ取引および IC 取引のご利用限度額を 0 円に設定されているお客さまは、窓口で限度額変更のお手続きをお願いします。ご利用限度額を変更されない場合、ATM でのお取引（お引き出し・お振込・お振替）をご利用いただくことができません。

以上